

議案第33号

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例の一部を改正
する条例を制定することについて

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例の一部を改正する条例を
制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第
1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月20日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

維持管理経費等の高騰に伴い、やさと温泉ゆりの郷の入館料及び個室休憩
室利用料金を改正するため。

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例の一部を改正する条例

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例（平成18年石岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 やさと温泉ゆりの郷入館料（1人当たり）

（単位：円）

区分	休日		平日	
	10:00～19:00	19:00～22:00	10:00～19:00	19:00～22:00
大人	1,300	1,090	1,090	880
小人	750	750	640	640

備考

- 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日をいう。
- 繁忙期（4月27日から5月6日まで、8月10日から8月16日まで及び12月27日から翌年の1月5日までの期間）の入館料は、休日入館料を徴収することができる。
- 入館料には、入湯税を含む。
- 「小人」とは、小学校児童以下とし、4歳未満の入館料は無料とする。

2 やさと温泉ゆりの郷個室休憩室利用料金（1室当たり）

（単位：円）

区分	10:00～13:00	14:00～17:00	18:00～21:00
個室休憩室（和室）	1,570	1,570	1,570

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。